

- ① トラブルを防ぐため、契約を急がせる業者にご注意ください。
- ② 契約にあたっては、複数の業者から見積もりを取るなど十分検討してください。
- ③ 見積もりの段階で、業者に現場調査を依頼してください。
- ④ 購入前に、保証・アフターサービスなどの説明をしっかりと受けてください。
- ⑤ 施工前、施工中、施工後の状況を写真に撮ってもらい、施工後の設置状態を十分に確認してください。
- ⑥ 機器の設置場所については、稼働中の騒音などを考慮し、近隣に十分配慮するようお願いいたします。

設置後の環境変化により、当初の性能が発揮できなくなる場合がありますので、ご注意ください。

### よくある質問

環境対策課ホームページでもよくある質問への回答を掲載しております。

Q1. 郵送で補助金の申請はできますか？

A1. 補助金交付申請及び設置完了報告は必ず窓口へお越しください。ただし、補助金交付請求のみ郵送での手続きが可能です。

Q2. 健康保険証やパスポートは「施工する住宅に居住していることが証明できるもの」になりますか？

A2. 住所を手書きで記入する健康保険証は居住の証明にはなりません。ただし、区が発行している健康保険証は居住の証明になります。パスポートは住所が手書きとなるため、居住の証明にはなりません。

Q3. 内訳書を提出する際に気を付けることはありますか？

A3. 内訳書では設置、又は施工する機器等の形式（太陽光発電システムにあっては設置するモジュールの枚数）と価格が分かるように表記してください。「一式」のように型式、価格をまとめた内訳書では受理することができませんのでご注意ください。

Q4. 見積書や領収書は原本で提出する必要がありますか？

A4. 宛名が申請者氏名であるものの写しをご提出ください。原本をご提出いただく必要はありません。

Q5. 領収書には家のリフォーム全体の経費や別機器の工事を含めた金額が記載されていて、該当機器設置にかかる経費（申請書に記載した金額）が確認できない場合はどうすればよいですか？

A5. 施工業者に依頼し、領収書内訳書を作成してもらるか、領収書に「但し、該当機器設置費〇〇円及び消費税分〇〇円を含む」等と補記をもらい、該当機器設置にかかる経費がわかるようにしてください。

# 平成31年度 新宿区個人住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金制度のご案内

## 申請受付期間

2019年4月15日(月)～2020年2月28日(金)

●受付時間 午前8:30～午後5:00 (土日祝日、年末年始を除く)

環境対策課ホームページで受付状況を随時更新しますので、ご確認のうえ申請をお願いします。

## 対象機器の補助要件と補助金額

対象機器の補助要件 要件は変更する場合があります	補助金額 (1,000円未満切り捨て)	補助金総額
太陽光発電システム（個人住宅用） 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の太陽電池モジュール認証、又は国際電気標準会議（IEC）の IEC61215-1 制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもの、又は同等と認めるもの	1kWあたり100,000円 kWは小数点第三位以下を切り捨て (上限300,000円)	750万円 集合住宅用太陽光発電システムとの合計額
太陽熱給湯システム 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けた強制循環式ソーラーシステム、又は同等と認めるもの	本体価格の20% (上限300,000円)	30万円
太陽熱温水器 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けた自然循環式太陽熱温水器、又は同等と認めるもの	本体価格の20% (上限100,000円)	10万円
CO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート） JIS基準（JIS C9220）に基づく年間給湯保温効率（ふろ保温機能あり）が2.8以上のもの、又はJIS基準（JIS C9220）に基づく年間給湯効率（ふろ保温機能なし）が2.9以上のもの ただし、次に掲げる機器については、年間給湯効率、又は年間給湯保温効率が2.7以上であること ①薄型2缶タイプ ②角型1缶タイプ ③容量が200ℓ以下の小容量タイプ（一体型タイプ含む） ④多機能タイプ	定額 100,000円	150万円
家庭用燃料電池（エネファーム） 国が実施する家庭用燃料電池導入支援補助金における補助対象システムとして一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が指定したもの	定額 100,000円	550万円
高反射率塗装（屋根又は屋上） 次の条件を全て満たすもの ①JIS K5675（屋根用高日射反射率塗料）適合品又は日射反射率（全波長領域）50%以上を有する塗料を用いていること ②居室上の屋根、屋上部分について施工すること（屋根立ち上がり部分を含む）	施工面積1㎡あたり2,000円 ㎡は小数点第三位以下を切り捨て (上限200,000円)	960万円
雨水利用設備 雨水タンクの容量が100ℓ以上で、屋根に降った雨を、雨どい等から取水するもの	本体価格の50% (上限20,000円)	10万円
住宅向け断熱窓改修 次の条件を全て満たすもの ①既設窓の改修であること ②外窓交換、内窓設置又はガラス交換であること ③一居室単位での施工であること ④熱貫流率が4.65W/m <sup>2</sup> ・K以下に改善されること	施工経費の25% (上限100,000円)	250万円

### <問い合わせ先>

新宿区環境清掃部環境対策課環境計画係  
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 区役所本庁舎7階12番窓口  
TEL 03-5273-3763 FAX 03-5273-4070  
<https://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/kojinshoenergy.html>



新宿区 省エネ 補助金

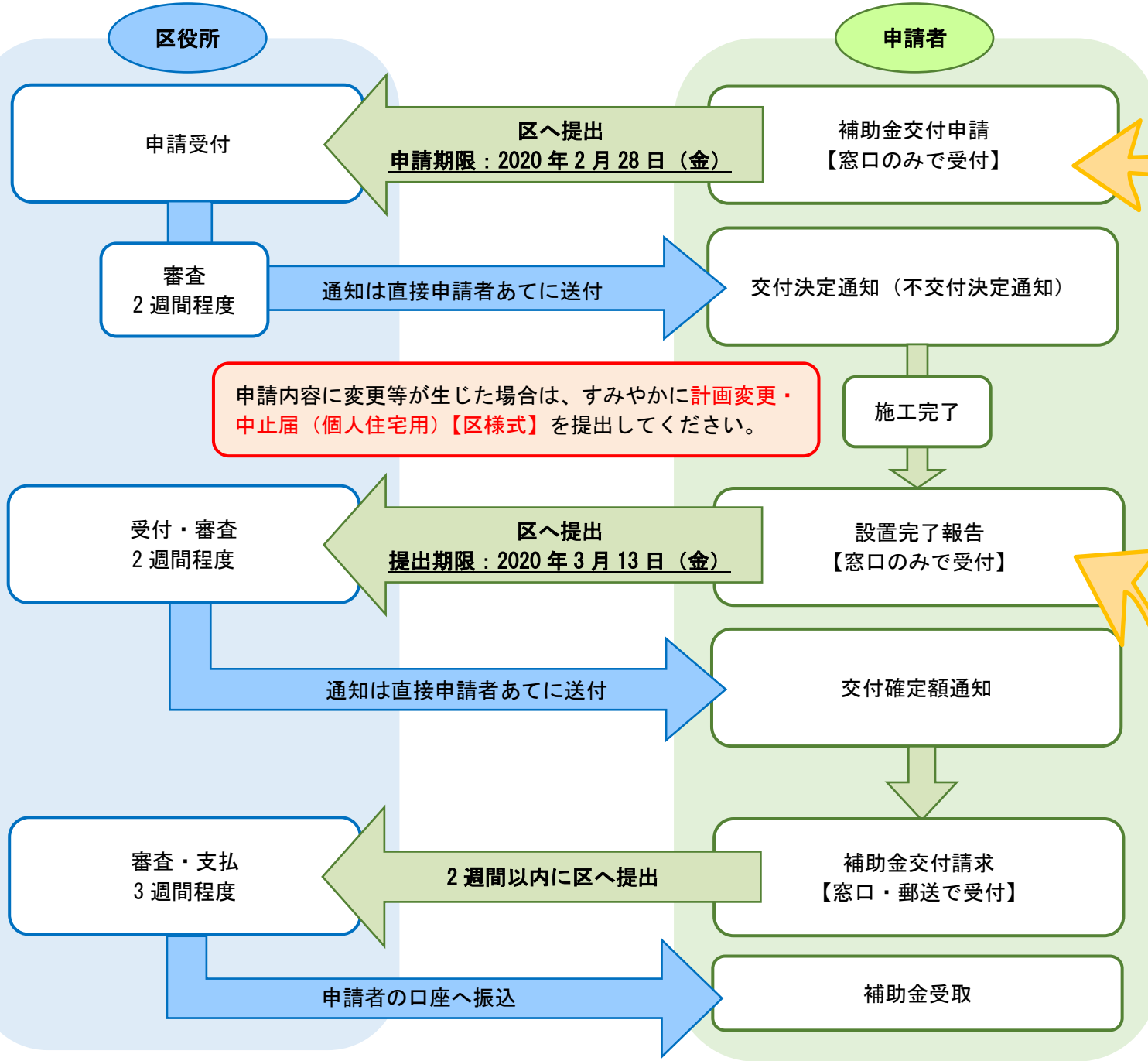


申請できる方（以下の要件を全て満たす方が対象です）

- (1) 新宿区内に居住又は居住する予定の方で、その住宅に補助対象機器等を自ら使用する目的で設置、又は施工する方
- (2) 導入しようとする機器等が、未使用のものであり、施工前であること
- (3) 過去にこの制度に基づく同一機器の補助を受けていないこと
- (4) **2020年3月13日（金）までに設置完了報告書及び添付書類が提出可能なこと**

補助金交付の流れ

提出書類には全て同じ印鑑を使用してください。  
(シヤチハタ等のインキ浸透印は不可)  
書類に不備・不足がある場合には受け付けられません。



申請方法

パンフレットに添付してある申請書を記入し、申請書及び添付書類を揃えて、申請者（代行業者でも可）が環境対策課（区役所本庁舎7階）窓口までご持参ください（郵送不可）。先着順で受付を行います。ただし、複数の申請があった日に補助金総額を超えた場合は、当日の申請の中から抽選とさせていただきます。申請書等は、環境対策課ホームページからもダウンロードできます。

補助金交付申請時 提出書類一覧

**注意** 施工前の申請に限ります

共通書類（全ての機器でご提出いただきます）

添付書類	(1) 補助金交付申請書（個人住宅用機器等）【区様式】（第1号様式の1）
	(2) 施工に係る見積書及び内訳書の写し（宛名が申請者氏名となっているもの）
	(3) 補助要件を満たしていることがわかる機器等のパンフレット等
	(4) 施工場所を示す図面及び写真（新築の場合は立面図及び平面図）
	(5) 賃貸住宅・共同所有の場合は、住宅所有者の施工についての同意書
	(6) 施工する住宅に居住していることが証明できるもの（運転免許証の写し、住民票等） ・居住予定の場合は完了報告時に提出 ・住民票等の公的な証明書は、3か月以内に発行されたものに限る

機器別の添付書類

太陽光発電システム	・建物全景及び施工予定箇所の写真 ・太陽電池モジュールの枚数が確認できる資料
エネファーム	一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が指定している機種であることを確認できる資料
高反射率塗装	施工面積（屋根、屋上部分）の確認ができる図面（手書き可） （見積書等に記載されている施工面積と一致した積算根拠を確認できる資料）
断熱窓改修	窓の位置及び数量が確認できる図面（手書き可）

設置完了報告時 提出書類一覧

共通書類（全ての機器でご提出いただきます）

添付書類	(1) 補助金設置完了報告書（個人住宅用機器等）【区様式】（第4号様式の1）
	(2) 施工に係る領収書の写し（見積書の金額と一致していない場合は内訳書も必要）
	(3) 施工が完了したことが確認できる写真
	(4) 申請時に未提出の場合、完了報告時に施工した住宅に居住していることが証明できるもの（運転免許証の写し、住民票等）

機器別の添付書類

太陽光発電システム	太陽電池モジュールの枚数が確認できる写真
エコキュート	型式番号等が確認できる写真
エネファーム	
断熱窓改修	・施工した箇所毎の写真（施工場所・施工日を記載した黒板等を含めて撮影したもの） ・断熱窓の出荷証明書等（現場名、事業者名、品名の記載があるもの）